

改正

平成17年12月28日条例第45号
平成25年12月27日条例第35号
平成31年3月25日条例第4号

鈴鹿市男女共同参画センター条例

(設置)

第1条 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成に資するため、鈴鹿市男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
鈴鹿市男女共同参画センター	鈴鹿市神戸二丁目15番18号

(事業)

第3条 センターは、設置の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 啓発及び学習機会の提供に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 個人及び団体の活動並びに相互交流の支援に関すること。
- (4) 相談に関すること。
- (5) 調査及び研究に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 別表に掲げる施設を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときもまた同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 市長は、前条第1項の許可を受けようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしない。

- (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 主として物品の販売その他これに類する行為を行うと認めるとき。
- (3) 施設及び設備器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理運営上支障を来すおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(使用料)

第6条 第4条の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可と同時に別表に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額の使用料を納めなければならない。ただし、官公署等で使用料を前納できないときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、センターを使用するものが次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- (2) 使用許可の条件又は目的に反して使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則に反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定による許可の取消し又は使用の制限若しくは停止によってセンターを使用するものに損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた施設の使用を終了したとき又は前条の規定により許可を取り消され、使用を制限され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したものは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年8月2日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月25日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用の許可を受け、かつ、使用料を納付した者の使用料については、なお従前の例による。

別表 (第4条, 第6条関係)

(単位 円)

	午前	午後	夜間
使用区分			
施設名	午前9時から正午まで (食の工房にあっては午前9時から午後1時まで)	午後1時から午後5時まで (食の工房にあっては午後1時30分から午後5時まで)	午後6時から午後9時30分まで
ホール	1,360	1,830	1,570
研修室1 (A)	310	420	370
研修室1 (B)	310	420	370
研修室2	370	470	420
食の工房	470	420	420

備考

- 1 午前9時から午後5時まで使用する場合は、午前及び午後の使用料の額の合計額とする。
- 2 午後1時(ただし、食の工房は午後1時30分)から午後9時30分まで使用する場合は、午後及び夜間の使用料の額の合計額とする。

- 3 午前9時から午後9時30分まで使用する場合は、午前、午後及び夜間の使用料の額の合計額とする。